

第一章：青年海外協力隊の発足と方向性

白井健道
(独立行政法人 国際協力機構)

1. 発足までの動き

太平洋戦争の終結から十数年が経った日本は、経済復興の足取りも順調に高度経済成長に差し掛かっていたが、世界に目を向けると、米ソ両大国を中心とする東西冷戦時代のさなかで、国際情勢は緊張しており、日本をはじめアジアも、このような情勢に取り込まれていた。しかしアジアには、民族独立の機運が強く、次々に植民地が崩壊して独立国が誕生していた。日本の若者たちは、厳しい戦中・戦後の体験や、民族独立の動きへの理解などから、アジアの新しい状況に関心を強めていた。「コロンボプラン」による英連邦諸国の動き、米国の「平和部隊」創設とニュー・フロンティアの理念が、日本の若者たち、青年運動・青年活動に与えたインパクトは強烈であった。1960年代初めから半ばにかけて(昭和30年代後半に)、日本にも「日本青年奉仕隊」を創設しようという動きが活発になってきた。当時の政権党である自由民主党の政務調査会に、そのための「臨時特別委員会」が設置され、国の政策として「奉仕隊」を創設する方向で議論が始まった。

1964(昭和39)年1月の年頭、当時の池田勇人首相は、その施政方針演説の中で、「技術を身につけた我が国青少年を東南アジアなどの新興国に派遣し、相手国の青少年と生活、労働をともにしつつ、お互いの理解と友好を深めることは重要なことと考え、その準備をすすめている」と述べ、政策事業＝国の事業として、「奉仕隊」の創設方針が打ち出され、調査費予算も計上された。そして、同年5月から6月にかけてアジア地域7カ国、アフリカ地域3カ国に対し、4班22名の官、民、学識経験者による調査団が派遣された。調査の結果、各国ごとにその特性、要請が明らかになり、受入条件、生活環境が把握され、実施の可能性は総合的に高いとされた。一方、国内においては、同年10月に、総理大臣官房審議室が「国際青年奉仕隊に関する有識者調査」を実施した。その実施対象者は、全国的な広がりがあり、都道府県青年団連合会幹部、高校以上の教育関係者、都道府県議会議員(文教委員)、同青少年教育関係部課長、婦人有識者等150名であった。その結果は、大多数が条件付を含めて奉仕隊派遣に賛成で、反対はごく少数の8名であった。

1960年代の日本は、「安保反対闘争」に始まり、米軍基地問題や、石炭産業の衰退に伴う「三井三池争議」など、学生運動、労働運動が熾烈を極めていた。騒然とした世相の中で、若者たちによる新興独立国への“国づくり”協力活動としての「日本青年海外協力隊」が創設に向かっていった。

2.「日本青年海外協力隊」の発足とその後の足跡

1965(昭和40)年1月25日、衆議院本会議の施政方針演説で、当時の佐藤栄作首相は「わが国はアジア諸国民との接触を一層密にし、相互理解の増進に努めねばならない。なお、工業、農業等の技術を身につけた青少年の派遣準備を進める」と言明した。同年5月12日、外務省経済協力局長は、海外技術協力事業団理事長に対し、「日本青年海外協力隊要綱について」を通達し、業務実施の細部についての指示が出され事業が開始された。初年度の昭和40年度派遣定員50名に対し、応募者は十数倍にも上った。派遣国は、フィリピン、マレーシア、カンボディア、ラオスの4ヶ国に決定された。3ヶ月の訓練を終了し、第1次隊として出発した隊員は26名であった。出発にあたって、協力隊事業の推進に格別のご関心を寄せておられた皇太子、同妃両殿下におかれては、東宮御所においてご接見を賜り、派遣される隊員一人一人とお言葉を交わされ激励された。第1次隊のうち最初の壮途についたのは、1965(昭和40)年12月24日に羽田空港を出発したラオス派遣の男性3名、女性2名の計5名である。カンボディア、マレーシア、フィリピン派遣隊員は翌66年の1月から2月にかけて相次いで赴任の途についた。その後の主な出来事としては、以下の通りである(表1-1)。

【表1-1:「日本青年海外協力隊」の発足後の主な出来事】

| 年 | 出来事 |
|---------|---|
| 1968年3月 | 広尾に庁舎と訓練所が完成。 |
| 1974年 | 国際協力事業団設立。名称を「青年海外協力隊」に改める。 |
| 1975年 | 隊員を主人公とした映画「アサンテ・サーナ」が完成し、全国で自主上映。 |
| 1979年 | 長野県駒ヶ根市に二番目の訓練所を開設。 |
| 1985年 | 皇太子殿下・同妃殿下をお迎えして発足20周年記念式典を開催。 |
| 1990年 | 派遣隊員数累計が1万人を突破。 |
| 1995年 | 三番目の訓練所が福島県二本松市に開設。発足30周年記念式典を開催する。 |
| 2003年 | 派遣隊員累計が2万5千人を突破。 |
| 2005年 | 天皇・皇后両陛下をお迎えして発足40周年記念式典を開催。 |
| 2007年6月 | 派遣隊員数累計が3万人を突破。 |
| 2010年1月 | 2010年1月末現在の派遣人数は74ヶ国に2,515人、累計で34,034人。 |

3.法的位置づけ・事業の目的

JOCVの発足は1965(昭和40)年であり、同年5月に外務省経済協力局長から海外技術協力事業団理事長宛に「日本青年海外協力隊要綱」(以下「要綱」)が通知され、これが同事業の実施根拠となった。「要綱」における同事業の目的および性格は以下の通り記されている。

開発途上にある諸国の要請に基づき技術を身につけた心身ともに健全な青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら、相手国の社会的、経済的開発発展に協力し、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養にも資さんとするものである。協力隊事業は、相手国政府との間の合意に基づいて実施される新しい国家的計画である。

1960年代半ばの時代背景と、創設に至る経緯を考えれば、この事業はわが国の未来に大きい期待と願望を込めていると同時に、「国家的計画」とされ、国の事業でありながら、各種の青年団体をはじめ民間「活力」が流れている活動体、運動体であるといえるであろう。

1974年にOTCA、海外移住事業団などが合併し、国際協力事業団が設立され、その設置法に青年海外協力隊事業が規定された。国際協力事業団法における同事業の目的は以下の通り記されている(2003年の独立行政法人化、2008年の国際協力銀行の円借款部門との統合後も法文上の事業目的の基本は同じである)(表1-2)。

【表 1-2: 国際協力事業団法における青年海外協力隊事業の目的(抜粋)】

開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動(以下この号において「海外協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。
- ハ 海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

条文にはまず、「青年の海外協力活動」がその目的とともに記されている。その上で、そのような活動を JICA が促進し助長するために業務を実施する、という書き方になっている。他の技術協力事業(専門家派遣、プロジェクト、研修員受入など)が、JICA を主語としているのとは趣を異にしている。つまり、青年の活動が主体であり、その支援が JICA の役割である、と読むことができる。また、事業の目的は、開発途上地域の経済及び社会の発展に協力する(新機構法では、「開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力すること」)ことに限定され、「要綱」にうたわれていた国際親善、青年育成(日本青年の広い国際的視野の涵養)は、いずれも協力隊事業にとって重要な要素に他ならないが、事業の目的ではなく、活動を進める過程、あるいはその結果として得られる貴重な成果と考えられた。

4. 事業評価の導入と事業の 3 本柱

ボランティア事業の更なる改善のため、受入国関係者(中央省庁、隊員配属先、受益者)、帰国隊員等を対象に平成 16 年度末よりアンケート調査をもとにボランティア事業評価を実施している。

評価に当たり、事業目的である「開発途上地域の開発又は復興への協力」だけではボランティア活動を評価しきれないとの考えに基づき、以下 3 点を「評価の視点」として整理し、体的にはこれらを事業の 3 本柱として説明をしている(表 1-3)。

【表 1-3: JICA ボランティア事業の評価 3 視点】

- 4.1. 開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興への寄与
- 4.2. これら地域との親善及び相互理解の深化
- 4.3. ボランティアの経験の社会への還元

これまでの主な評価結果については以下のとおり。

4.1.開発途上国・地域の経済及び社会の発展又は復興への寄与(評価の視点1)

(1)ボランティア派遣における協力成果

- 活動目標の達成状況について、受入機関の76%が『80%以上』(21%が『100%』)と回答しており、相手国側の評価は総じて高い(最も多い回答は『80-99%』の55%)。
- 活動達成度が高くなった要因としては、「良好な人間関係」、「現地文化・習慣への適応」等が上位にあげられており、これは受入機関・受益者・ボランティアで共通。隊員自身の活動への姿勢・態度が評価され、隊員と同僚や受益者等の相手国側の人々との間の人間関係構築に役立っている。
- 受入窓口機関・受益者による成果への満足度は非常に高い(受入窓口機関の97%、受益者の96%が満足)。また、受入機関の過半数(57%)が他国援助機関との比較で、JICA ボランティアの優位性を認めている。
- インパクトとしては、「技術向上」、「仕事への姿勢・取組方が関係者に伝わったこと」に対する評価が高い。

(2)JICA の国別の協力方針との整合性

- 国別事業実施計画の合致状況について、在外事務所の77%が『60%以上』、46%が『80%以上』と回答。受入窓口機関も74%が「国別事業実施計画通りに派遣」と回答しており、概ね計画に沿った派遣が実施されている。

(3)開発効果と促進要因／阻害要因

- 開発効果の促進要因としては、「同僚や任地の人々との良好な関係」、「他協力隊員との協力」、「派遣前の業務経験・知識」、「自らの努力・工夫」、「熱心な業務姿勢」、「現地習慣への適応」等が主なものである。
- 阻害要因としては、「語学力不足」、「同僚や任地の人々の関心の低さ・協力者の不在」、「業務経験不足・知識不足」、「活動の進め方及びJICA 側の支援体制」、「要請から派遣までの時間の長さ」、「活動の継続性が担保されていない」等が主である。

(4)ボランティアならではの開発への貢献事例

開発への貢献事例を以下の通り類型化した上で整理を行った(表 1-4)。

【表 1-4: 開発への貢献事例と類型パターン】

| 類型パターン | 事例紹介 |
|---------------------------------------|--|
| 技術協力, (無償資金協力, 円借款)等の案件形成 | <ul style="list-style-type: none"> 隊員活動報告書に記された村レベルでの出産の実態を事務所, 関連分野の専門家などが共有し, それらの要因(準拠する WHO プロトコールの項目が日本と異なるなど)を探っていくことで問題の本質に迫る案件形成の契機となった。(セネガル/保健システム強化プログラム) |
| 技術協力, 無償資金協力, 円借款等との相乗効果発現 | <ul style="list-style-type: none"> 円借款「カル河水資源開発・給水拡張事業」において, 貧困地域における給水事業のボトルネックとなる住民への影響軽視, 住民参加等の配慮の欠如を補うべくボランティアを活用した貧困地区生活改善パイロットスキームを実施。住民組織の強化, 実施機関職員の行動変容をもたらした。(スリランカ) |
| 技術協力, 無償資金協力, 円借款等協力終了後のフォローアップ | <ul style="list-style-type: none"> 無償資金協力「気象観測予報システム整備計画」によるハード面の整備に続き, 機械工業, 情報管理システムなどのシニア海外ボランティアが派遣され, 気象局内のコンピューター機器のシステム管理の重要な役割を担っている。(フィジー) |
| 自立発展性/キャパシティ・デベロップメントの達成 | <ul style="list-style-type: none"> 「アジア人が稲作を教えた村がある」と聞いた隊員が村を訪ねると, 1978-1987 年に 4 代にわたる隊員派遣による稲作指導, 村人の抛出も伴った精米機の導入, 会計など管理面での指導などにより, その後村人自身による持続的な発展が達成されていた。精米機は継続使用され, 自己資金により追加で 1 機購入。当初の水田面積 7.5ha が 2009 年には 80ha に。(ケニア, ウジュワング村) |
| 政策等へのインパクト (マニュアルの政府承認など) | <ul style="list-style-type: none"> 80 年代後半から小学校教諭の隊員が中心となり, 主に算数の指導力向上に取組, 2000 年代前半から開始されたプロジェクトとともに開発した「算数指導書」がホンジュラス国の国定教科書に認定された。現在も, ボランティアが指導書の全国配布・普及, 運用などに貢献している。(ホンジュラス 数学指導書) |
| 同職種隊員の連携による効果発現 | <ul style="list-style-type: none"> 看護学校と病院の派遣隊員 10 数名の連携で, 全看護隊員が協力して「整体看護 (日本の全人格的看護)」を導入し, 成果をあげた。(中国) このほか, 各国において同職種隊員による分科会, 勉強会などが運営され, ノウハウの蓄積, マニュアルの作成など隊員, 先方政府に対する貴重なナレッジマネジメントが行われている。 |
| 他職種隊員の連携による効果発現(チーム派遣, グループ派遣, 自発的連携) | <ul style="list-style-type: none"> これまで担当部局において, フィリピン「家畜人口受精強化プロジェクト」, 「地方理数科教育向上プロジェクト」, タイ「山岳民族自立支援プロジェクト」, バングラデシュ「参加型農村開発プロジェクト」, セネガル「緑の推進協力プロジェクト」, ザンビア「セフラ農村開発計画」, マラウイ「ロビ適正園芸技術普及プロジェクト」, 「ブロンジェバレー灌漑開発プロジェクト」, ホンジュラス「基礎教育総合強化モデルプロジェクト」, 算数指導向上プロジェクト」, 「シャーガス病対策プロジェクト」などチーム派遣, グループ派遣案件の評価が行われた。案件形成時の調査のあり方, 適時派遣, 先方政府の関与など課題もあるが, 異なる職種の隊員が連携し, 現場のニーズを最大限尊重して実施しただけに大きな成果を得た。 |
| 途上国の人々の心に残る活動 | <ul style="list-style-type: none"> いつまでも隊員の名前を覚えている村人 何年も前に隊員から習った技術を自慢する人々 日本人の仕事に対する姿勢, 時間を守ること, 人への思いやりなどへの敬意 |

4.2.相手国との親善と相互理解の深化(評価の視点 2)

(1)活動の重点・意識

- 派遣前は, 「活動地域の人々に役に立つこと」への重要度の認識が高い。一方, 派遣前と比較して, 活動中の方が「活動地域の人々と親交を深め, お互いを理解すること」, 「帰国後に隊員活動の経験を, 日本社会・国際社会へ還元すること」については, 重要度の認識が高まる傾向がある。
- 活動や生活を円滑に進める上での必要性から, 「相互理解・友好親善の進化」に繋がる行動を自然と行っている隊員が多い。その結果, 「開発途上国・地域とわが国との間の友好親善及び相互理解の深化」に対する認識が深まり, 派遣前と比較し, これらに対する重要度の認識が高くなると判断できる。

(2)相手国側の日本に関する理解の促進

- 「日本についてよく知っている」という受入機関の回答は、派遣前後で 5.5 倍に増加しており、日本に対する理解は飛躍的に高まった。
- 受入機関・受益者ともに、日本・日本人に対してポジティブな印象を持つに至ったものは赴任前との比較で 2 倍以上高くなった。

(3)日本側の相手国に関する理解の促進

- ボランティアの相手国理解度に関して、ボランティアの 96%、受入機関の 85%が「理解を深めた」と回答。
- 隊員が多く日本や日本文化について伝えるという特別な意識があるというよりはむしろ、日常生活の中で、日本に関する情報を伝えていることが分かった。

4.3.ボランティア経験の社会還元(評価の視点 3)

- 帰国後、何らかの形で地域団体等の活動へ参加したものは 6 割強。そのうち、NGO/NPO 活動への参加は 12%。ボランティア参加により自身の内面がポジティブに変化したと評価するものは多い(価値観 92%、人間性 88%、問題解決力 83%)。
- 経験を社会に役立てたいと考えているボランティアは全体の 90%を超える。活かし方については、SV と JV で傾向の違いがあり、「経験を多くの人に伝える」については両者共通しているが、SV は『支援・交流活動の実施』、JV は『仕事に活かす』の回答比率が比較的高い。
- 行動の変化については、「個人レベルの行動」の方が「社会還元に関する行動」よりも実施の度合いが高くなっている。
- 一方、ボランティアへの参加が自身の技術向上に役立った、キャリアアップに影響を与えたと感じているものは全体の 7 割程度。
- 国際協力出前講座は年間 2000 件程度実施されているが、講師の大多数は協力隊の OB/OG が担っている。

4.4.JICA のサポートのあり方

(1)案件形成から配属までのフォロー体制の確立

- ボランティアに対する派遣要請と実際の活動内容の間に見られる齟齬は、たびたび指摘されてきた。その主な原因として、要請と派遣の間のタイムラグ、配属先の人事異動の問題などが挙げられてきた。これらの問題に対し、節目節目のフォローを行うなど有効な対策を講じている事務所もあるため、このような事例を共有し、標準化することが必要であろう。

(2)技術補完研修などのサポート体制

- 技術補完研修 90%弱、派遣前訓練(語学)82%、派遣前訓練(語学以外)75%等、本邦で実施される研修への評価は概して高い。
- 現地研修の利用数は多くないが利用したボランティアからの評価は高い(いずれも 80%以上が肯定的評価)。
- 在外事務所・事務局・技術顧問による支援の評価も概ね肯定的(いずれも 80%弱)。

(3)ナレッジマネジメントの必要性

- グッドプラクティスの事例などをより幅広く共有するために、ナレッジマネジメントをよりシステムティックにできるよう、情報提供のチャンネルをとりまとめていく必要がある。ボランティアの効果的なネットワークを形成する可能性のある分科会・部会活動については、隊員の任期は 2 年でありメンバーの移り変わりが常に生じることから、分科会活動の継続性の担保や活動の活性化について、JICA としてサポートしていくことが望ましい。

5. ボランティア事業の今後の方向性

ボランティア事業については、日本国内のみならず海外においても、豊かな国から貧しい国への援助という古典的な国際ボランティアの発想を転換する時期にきているとの指摘がある。その理由として以下のような点が挙げられている(表 1-5)。

【表 1-5: ボランティア事業を取り巻く環境の変化】

(1) 途上国ニーズの変化・人材の厚み

- 国全体の経済水準は低くても首都、大都市は欧米の大学を卒業した優秀な人材が存在
- 地方村落部には伝統的な技術を継承する人材が存在

(2) 国際協力の担い手の多様化

- 現地人材
- NGO(先進国, 途上国), 民間企業, 大学・研究機関など

また、他国のボランティア派遣団体を見てみると、ボランティア事業の目指すものが二極分化している。一つは参加するボランティアの能力向上を目的とするものであり、一方は技術・専門性を重視するものである。それぞれの特徴は以下の通り(表 1-6)。

【表 1-6: 他国ボランティア事業の二つの方向性】

(1) 参加するボランティア個人の能力向上を目指すもの

- 低年齢層をターゲット
- 長期派遣
- GlobalXchange(英), Weltwärts(独)など

(2) 参加するボランティアに技術力・専門性を求めるもの(日本で言う専門家に近い)

- 高年齢化(平均年齢は 40 歳超)する傾向
- 短期派遣
- VSO(英), DED(独), AVI(豪)など

このほか、韓国やフランスなど、ボランティア派遣を一つの国家ブランドとして強化しようとしている国や、真のパートナーの信念として双方向性を重視している団体(FK Norway; ノルウェイ, Canada World Youth; カナダなど)もある。このような状況の中で、JICA ボランティアの進むべき方向性として以下に示す。

5.1. 「途上国における技術の変容」に関して

JICA のボランティア事業は必ずしも技術偏重ではなく、2 年間という期間を通じて住民と生活・労働を共にすることから「日本人としての美徳、行動規範(整理整頓, 物を大切にする, 時間を守る, 誰に対しても優しく接するなど)」が相手に伝わり「相手側の行動変容」を促す点でより大きな効果を上げていると思われ、これがその国の発展の基礎を形成するものと確信する。従って、「日本の良さ」を伝えられるスキルを持っていることが隊員に求められる現代的技術であり、途上国には未だ定着していないものでもある。したがって、基本となる技術的バックグラウンドを有するボランティアを派遣することは基本としつつも、現代的意味での幅広い技術についても、派遣前の研修で習得させることが求められている。

5.2.「個人の能力向上」が「専門性の追求」か

これに関しては、JICA ボランティア事業はどちらつかずとの指摘がある。つまり、「世界も自分も変えるシゴト」とキャンペーンしつつ、プログラム化の推進や活動計画表の導入など ODA 事業としての成果も求めている点を踏まえての指摘である。JICA ボランティア事業としては、純粹に専門性を追求するものではなく、そのようなニーズに対しては専門家派遣によるべきである。また、これまでプログラム化を推進してきた背景には、案件形成をしていく上での JICA としての説明責任に関わるものである。つまり JICA としては、活動するボランティア、受入側パートナーも共に満足できる案件を形成することであり、それがひいては開発途上地域の経済、社会の発展に寄与するようなシナリオを用意しておくことであり、プログラム化の議論が即ち専門性の追及にあるものではない。また、上記命題は二者択一ではなく、どちらも達成すべく事業を実施していくことが JICA に求められていることであると考えている。

5.3.社会還元の現代的意義

事業の 3 本柱の一つ「社会還元」については、当初は帰国ボランティアによる国際理解教育の促進を主に想定していたが、現在は、さらに一歩進んで「日本社会を元気にするボランティア事業」と題し、海外活動を通して得た様々な知見を活用して日本社会の活性化などに取組んでいる帰国隊員の活動にスポットライトを当てている。このベースとして、開発途上国が抱える様々な課題への取組を通して、広い視野を持ち、コミュニケーション能力や課題解決能力、異なる価値観を受容する力を身につけることで、人間的な成長を遂げること(かつて「日本青年の広い国際的視野の涵養」と謳われていたもの)がベースになっている点を確認しておく必要がある。奇しくもこれは、「日本青年奉仕隊(仮称)に関する要綱」(昭和 38 年 8 月日本青年奉仕隊推進協議会)に記された「国際的視野に立つ人づくりの道にもつながり、日本の将来に有形、無形の大きな影響をもたらすもの」を体現しているものである。

このように、グローバルな現代社会の文脈においては、「友好親善」や「社会還元」を超えた国際ボランティア活動を通じた「地球市民としての連帯」といった価値の創造が新たなボランティア事業の意義となるのではないだろうか。これは、大阪大学大学院人間科学研究科報告書「日本社会の課題解決における海外ボランティア活動の有効性の検証」の中でも「国際社会が直面する課題と変貌する日本社会の課題解決への取組を有機的に一体化して捉えることのできる事業モデルの構築」の必要性が指摘されていることにも通じる。

【参考資料】関連法文等

（経協技第 40 号「日本青年海外協力隊要綱について」昭和 40 年 5 月 12 日付）

開発途上にある諸国の養成に基づき技術を身につけた心身ともに健全な青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら、相手国の社会的、経済的開発発展に協力し、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養にも資さんとするものである。協力隊事業は、相手国政府との間の合意に基づいて実施される新しい国家的計画である。

（国際協力事業団法 21 条 1 項 2 号）

開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動（以下この号において「海外協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。

ハ 海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

（国際協力機構法 13 条 1 項 4 号）

国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第 42 条第 2 項第 3 号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

（1）当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修

（2）当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣

（3）当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

（国民参加協力事業実施要綱第 9 条）

機構は、開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興への寄与、及びこれらの地域との親善及び相互理解の深化、並びにボランティア及び日系社会ボランティアの経験の社会への還元の見地から定期的に事業評価を実施する。